

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、納豆巻きの製造業務に従事していた。

請求人によれば、会社において〇年〇か月にわたりアルコールを吸引したことにより、胸痛及び呼吸困難に陥ったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日C病院に受診し、「アルコール中毒、胸膜炎、肋軟骨骨膜腫張」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは職場でアルコールを吸い込んだことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名について、請求人が体調不良を訴えた平成〇年〇月〇日に受診したD病院では「急性咽頭炎、急性気管支炎」と診断され、同月〇日より休業し、同月〇日に受診したC病院では「急性気管支炎、不整脈の疑い、アレルギー性鼻炎」と診断されている。同年〇月〇日付けのE医師作成の診断書には、傷病名「胸膜炎、肋間神経痛」と記載され、その後、F医師の同年〇月〇日付け休業補償請求書内診療担当者の証明欄には「傷病の部位及び傷病名に左前胸部痛」と記載されている。さらに、E医師の平成〇年〇月〇日付けの意見書には、傷病名「アルコール中毒、胸膜炎、肋軟骨骨膜腫脹」、「状況的によりアルコールバクロによるもの、アルコール中毒」と記載されている。

業務と本件疾病との関係に係る請求人の主張は必ずしも明確ではないが、要旨、納豆巻き製造工程において使用されているアルコールの影響により中毒症状等が生じたこと、及び重量物の運搬等の過重な労働を行ったことによりその他の傷病が発生したと主張しているものと推認される。

(2) そこで、まず、会社の業務において使用されていたアルコールが、請求人の身体に影響をもたらした可能性について検討すると、以下のとおりである。

ア 会社において使用されていたアルコールは、食品添加物に分類されるエタノール製剤であり、一般的には、揮発化した同剤の吸引において、身体に影響を及ぼすことは少ないものとされている。この点、請求人も、同種の仕事をしてきた同僚等において、同じ症状を訴える者がいたとは主張しておらず、同アルコールが直ちに人体に影響を与えるものではなかったことは明らかである。

イ 請求人は、1日に〇Lのアルコールを使っていた旨主張するが、会社の申立てによると、1日の使用量は〇L程度であったとされており、請求人が従事していた食品製造工程では、当該アルコールを食品自体に添加するものではなく、手指の洗浄、機械カッターの消毒、納豆巻きを切るカッターの刃を濡らすために使用するものであることから、常時大量のアルコールが使用されていたとは考えにくいものである。

また、アルコールの常温における蒸気圧は、大気圧よりも相当低いことから、アルコールが大量に揮発した可能性は極めて低く、仮に請求人の主張とおりの使用量であったとしても、請求人が吸入したアルコールは少量にとどまるものであったと判断することが相当である。

ウ E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「〇年〇か月にわたりアルコール吸引にともない上記疾病（アルコール中毒のことと考えられる）をきたしたと考えられる。」との所見を示しているが、少量のアルコールを吸入したことによりアルコール中毒になることは考えにくく、E医師自身、こうした症状に至ることについて、何ら医学的な根拠を示してはいない。

なお、請求人は、アルコールに過敏であった旨を主張するが、体内に直接的にアルコールを摂取するいわゆる飲酒はできると述べていることからみて、同主張の信憑性は乏しく、また、過去にアルコール吸引等による傷病歴があったことも示していないことから、当審査会としては請求人が特にアルコールに対して過敏な体質であったとは判断し得ないものである。

エ 以上のとおり、会社で使用されていた当該アルコールを吸入した量は少量にとどまると考えられること、一般的にこれを少量吸入したとしても有害なものではなく、さらに、仮に長期間にわたって吸入したとしても中毒症状が生じる等の医学的な実証例もないことから、当審査会としては、請求人に、本件疾病と矛盾しない症状が出現したことが事実であるとしても、会社において消毒用等に使用されていた当該アルコールとの間に、相当因果関係があるとは判断し得ないものである。

(3) 次に、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、過重な労働により胸部等に異常が生じた旨主張していることから、請求人が従事した労働について、当該症状を生じさせるほどに過重であったかを検討すると、以下のとおりである。

ア 過重性に係る請求人の主張は、要旨、「重量物を運ぶ、腰を45度に曲げたままで長時間立っているといった過酷な作業内容に起因しての症状だと考える。アルコールを吸引しつつ、過酷な作業を行わなければならなかった。これが〇年〇か月続いたときに急激に体調の悪化を来したのである。」というものであり、重量物の運搬と長時間立ったままの姿勢であることをもって、過重性があると主張しているものと推認される。

イ 当審査会では、一件記録を精査するも、請求人の業務は重量物の運搬ではなく、仮に一時的に材料等を運搬する業務を行うことがあったとしても、同業務をもって過重なものとは言い難く、また同一姿勢を保つことを強いられるとの主張についても、同姿勢を動かすことなく長時間にわたりこれを保つことを必要とされる業務であるとも判断し得ない。

ウ 日常の就労状況について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取において、「海苔巻きの作業、ご飯を機械に入れる作業、ラベル貼り作業を、自分の都合を考慮しつつ、ベテラン従業員〇名、ローテーションで行っていた。」と述べているところ、その表現からみて過酷な状態にあったとは判断し難く、さらに、請求人の発病前の月平均時間外労働時間数も〇時間未満であったことが認められる。

エ 以上の事実からみて、請求人の従事した業務が胸部等に異常を来たすような、特に過重なものであったとは認められないものである。

(4) なお、請求人らのその他の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。